

種別	番号	題 名	主 管 課
条例	44	姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障害福祉課
条例	45	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	保健所予防課
条例	46	姫路市立学校条例の一部を改正する条例	幼保連携政策課
条例	47	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	幼保連携政策課
条例	48	姫路市立保育所条例の一部を改正する条例	こども保育課
条例	49	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例	住宅課
条例	50	中播都市計画事業阿保土地地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例	姫路駅周辺・阿保地区整備課
条例	51	姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防局総務課
条例	52	姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例	生涯学習課
規則	51	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	保健所予防課
規則	52	姫路市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則	こども保育課
規則	53	姫路市立野外活動センター条例施行規則を廃止する規則	生涯学習課
告示	499	指定自立支援医療機関の指定の更新について	障害福祉課
告示	500	特定乳児等通園支援事業者の確認について	幼保連携政策課
公告	521	収容動物の公示について	動物管理センター

姫路市条例第 44 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を交付する。

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年姫路市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「兵庫県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士を含む」に改め、「この条」の次に「、次条、第 60 条第 1 項第 1 号、第 79 条、第 86 条第 1 項第 1 号及び第 91 条第 2 項」を加える。

第 7 条第 1 項第 2 号中「（特区法第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

第 47 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 47 条 指定児童発達支援事業者は、法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対

象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第６０条第１項第１号中「（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。）」を削る。

第６３条中「第３４条」の次に「、第４７条」を加える。

第７９条第１項第１号中「（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

第８４条及び第８５条中「から第４６条まで、第４８条」を削る。

第８６条第１項第１号中「（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）」を削る。

第９１条第２項中「（特区法第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を削る。

第９７条及び第１０２条中「から第４６条まで、第４８条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４７条、第６３条、第８４条、第８５条、第９７条及び第１０２条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

姫路市条例第 45 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布す
る。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年姫路市条例第 64
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の款小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164
号）に定める小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の日常生活支援用具の給
付に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条 第 1 項から第 3 項までに規定するものを除く。以下同じ。）に関する事務で あって規則で定めるもの

別表第 2 市長の款身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等へ
の入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次
のように加える。

予防接種に関する事務であって規則 で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定める もの
----------------------------	-------------------------

附 則

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

姫路市条例第 46 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市立学校条例の一部を改正する条例

姫路市立学校条例（昭和 39 年姫路市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

「姫路市立水上幼稚園	姫路市保城 5 番地 4
別表第 2 中 姫路市立広峰幼稚園	姫路市北平野二丁目 9 番 20 号 を
姫路市立城乾幼稚園	姫路市南八代町 6 番 53 号 』
「姫路市立城乾幼稚園	姫路市南八代町 6 番 53 号」に、
「姫路市立高岡幼稚園	姫路市西今宿四丁目 4 番 20 号
姫路市立曾左幼稚園	姫路市書写台一丁目 62 番地 1
姫路市立青山幼稚園	姫路市青山北三丁目 42 番 2 号 を
姫路市立城東幼稚園	姫路市城東町野田 1 番地 2 』
「姫路市立高岡幼稚園	姫路市西今宿四丁目 4 番 20 号」に、
「姫路市立城陽幼稚園	姫路市北条 1064 番地
姫路市立手柄幼稚園	姫路市延末 148 番地 2」 を
「姫路市立城陽幼稚園	姫路市北条 1064 番地」に、
「姫路市立飾磨幼稚園	姫路市飾磨区恵美酒 22 番地
姫路市立津田幼稚園	姫路市飾磨区加茂 347 番地」 を
「姫路市立飾磨幼稚園	姫路市飾磨区恵美酒 22 番地」に、
「姫路市立大津幼稚園	姫路市大津区天満 1606 番地
姫路市立網干幼稚園	姫路市網干区興浜 16 番地 を
姫路市立勝原幼稚園	姫路市勝原区丁 715 番地 1 』
「姫路市立大津幼稚園	姫路市大津区天満 1606 番地」に、

「姫路市立御国野幼稚園 姫路市御国野町御着 1 0 4 9 番地 3
姫路市立別所幼稚園 姫路市別所町別所 1 7 2 1 番地 」を
「姫路市立御国野幼稚園 姫路市御国野町御着 1 0 4 9 番地 3」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

姫路市条例第 47 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例を公布する。

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年
姫路市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第 45 条第 7 項
において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力
等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の
ための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童
対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴
力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童
と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で
当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定
する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正)

第 2 条 姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例（平成 26 年姫路市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第12条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条

例（平成30年姫路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 12 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

- 第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

姫路市条例第 48 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市立保育所条例の一部を改正する条例

姫路市立保育所条例（平成 27 年姫路市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表姫路市立手柄保育所の項及び姫路市立城東保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

姫路市条例第 49 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成 9 年姫路市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号の表中

「		
市川住宅	姫路市市川台二丁目 1 番地 姫路市市川台二丁目 2 番地	を
」		
「		
市川住宅	姫路市市川台二丁目 1 番地	に、
」		
「		
庄田住宅	姫路市庄田 8 6 番地 1 姫路市北条宮の町 6 3 4 番地	を
」		
「		
庄田住宅	姫路市庄田 8 6 番地 1	に改める。
」		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

姫路市条例第 50 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例を公布する。

中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例

(中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第 1 条 中播都市計画事業阿保土地区画整理事業施行条例（昭和 49 年姫路市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「第 91 条第 4 項」を「第 91 条第 3 項」に改める。

(中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）施行条例の一部改正)

第 2 条 中播都市計画事業駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）施行条例（平成 19 年姫路市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「第 91 条第 4 項」を「第 91 条第 3 項」に改める。

(中播都市計画事業 J R 網干駅前土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第 3 条 中播都市計画事業 J R 網干駅前土地区画整理事業施行条例（平成 25 年姫路市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「第 91 条第 4 項」を「第 91 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

姫路市条例第 51 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

姫路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

姫路市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年姫路市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の姫路市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた姫路市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の姫路市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 7 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 660,000 円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

姫路市条例第 52 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例を公布する。

姫路市立野外活動センター条例を廃止する条例

姫路市立野外活動センター条例（昭和 53 年姫路市条例第 44 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

姫路市規則第 51 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年姫路市規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条の 2 条例別表第 1 の予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項から第 3 項までに規定するものを除く。以下同じ。）に関する事務であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 予防接種に係る費用の助成に関する事務
- (2) 予防接種に係る費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 予防接種に係る費用の助成の特例に関する事務
- (4) 予防接種に係る費用の助成額の返還に関する事務

第 26 条の次に次の 1 条を加える。

第 26 条の 2 条例別表第 2 の予防接種に関する事務であって規則で定めるものの項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる情報とする。

- (1) 予防接種に係る費用の助成に関する事務 助成対象者又は当該助成対象者と同じの世帯に属する者に係る市民税情報
- (2) 予防接種に係る費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 予防接種に係る費用の助成の特例に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 予防接種に係る費用の助成額の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

附 則

この規則は、市長が告示で定める日から施行する。

姫路市規則第 52 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市立保育所条例施行規則（平成 27 年姫路市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 姫路市立若草保育所の項中「110」を「90」に改め、同表姫路市立手柄保育所の項を削り、同表姫路市立飾磨西保育所の項中「130」を「85」に改め、同表姫路市立城東保育所の項を削る。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

姫路市規則第 53 号

令和 8 年 10 月 6 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立野外活動センター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

姫路市立野外活動センター条例施行規則を廃止する規則

姫路市立野外活動センター条例施行規則（昭和 54 年姫路市規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

姫路市告示第 499号

令和 8年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、同法第54条第2項の指定自立支援医療機関について下記のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示する。

記

指定更新する医療機関名、自立支援医療の種類及び年月日

医療機関名	自立支援医療の種類	指定更新年月日
いしはら矯正歯科・こども歯科	歯科矯正	令和8年(2026年)9月1日
あい調剤薬局 飾磨店	薬局	令和8年(2026年)9月1日
北今宿調剤薬局	薬局	令和8年(2026年)9月1日
クオール薬局 田寺店	薬局	令和8年(2026年)9月1日
薬局・花水木	薬局	令和8年(2026年)9月1日
訪問看護ステーションリコス	訪問看護	令和8年(2026年)9月1日

姫路市告示第 500号

令和 8年10月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

特定乳児等通園支援事業者の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第2項の規定に基づき、下記の施設について乳児等支援給付費の支給に係る事業者として確認したので、同法第54条の3において準用する同法第53条の規定により告示する。

記

特定乳児等通園支援事業者の名称	特定乳児等通園支援事業所の名称	特定乳児等通園支援事業所の所在地	確認をした年月日
さくらひがし子ども学園一般社団法人	さくらひがし姫路市役所内保育園	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所北別館1階	令和8年10月1日
社会福祉法人白鳥会	白鳥保育園	姫路市六角204番地	令和8年10月1日

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和8年7月 25日	姫路市三左衛門堀 西の町	猫	ミックス	不明	灰黒	小	首輪なし	打撲	姫路エルザ動物病院

- 1 公示期間は、令和 8年10月 6日から同月 8日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741